

観光プロモーションプロデューサー業務委託企画提案コンペに係る質問及び回答

番号	資料名	項目	質問	回答
1	業務委託仕様書	3 (1)	本案件は、実際の制作作業を請け負うのではなく、アドバイザーとして業務をするという理解でよろしいでしょうか。	本業務委託は、三重県が、広告代理店等にクリエイティブの制作を依頼する際に生じる様々な判断に関して助言及び解決方策の提供をお願いするものであり、実際に制作作業をお願いするものではありません。 一方で、定例ミーティング等を実施する中で、個別具体的な案件に対するご助言等をいただくとともに、三重県を取り巻く事業環境等をご理解いただき、最終的には、三重県が観光プロモーションを実施するにあたって必要なクリエイティブ制作に関わる指針等を策定していただきます。
2	業務委託仕様書	3 (1)	業務の範囲はプロモーション全体を助言、課題解決するとしまして、クリエイティブディレクターとしての知見に軸足を置きつつ、「指針」は、貴県の魅力を最大化する統一コンセプトやキャッチコピーの立案、提言、制作にも自ら携われると考えてよろしいでしょうか？（契約予算内を前提とします）	「指針」は、三重県が観光プロモーションを実施するにあたって必要な統一コンセプトやキャッチコピー等の立案につながる考え方について、三重県を取り巻く事業環境を十分ご理解いただいた上で取りまとめていただきたいものと考えております。具体的な統一コンセプトやキャッチコピーの制作は、本業務委託の範囲とは捉えておりません。
3	参加仕様書	4 (3)	「当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力」とは何を指しますか？	「契約を締結するための行為能力を制限されていない」ということを指します。具体的には、成年被後見人（民法第八条）、被保佐人（民法第十二条）、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人（民法第十六条）及び営業の許可を受けていない未成年者が「契約を締結する能力を有しない者」として、契約を締結するための行為能力を制限されています。
4	参加仕様書	4	プロデューサーは1人でも、必要に応じてサポートする専門スタッフや事務関係スタッフなど、複数で取り組んでもよろしいでしょうか？（共同提案や、委任状に該当する支店や営業所ではありません）	参加仕様書4で定めておりますように、プロデューサーをサポートするスタッフについては、参加資格確認申請書に氏名等を明記していただくことで、本業務に従事していただくことができます。ただし、当方が助言等を求めるのは、あくまでもプロデューサー本人であり、例えば定例会議で、プロデューサー以外のスタッフが窓口担当となり、当方とプロデューサーとの直接対話に支障が生じるような業務の進め方は認められません。
5	参加仕様書	4	「本業務に従事する代表者以外の者についても5 (1) で定める申請書に明記する」とありますが、欄外後部に記載すれば、よろしいでしょうか？ また、スタッフについては、氏名、職種または専門分野、キャリアを書けばいいでしょうか？」	代表者と従事者が明確に区分できるよう、企画提案コンペ参加資格確認申請書第一面(表面)の欄外にご記載ください。又、ご記載いただきたい事項は、代表者と同じで、職、氏名及び生年月日です。従事者の詳しい専門分野、キャリア等は、企画提案書に記載する、企画提案者(法人の場合は、本事業に従事する代表者)の職歴、制作実績及び受賞歴等の概要にあわせてご記載ください。